

令和4年第10回玉名市農業委員会総会議事録

令和4年10月5日（水）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治	5番	坂本 正敏
6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子	9番	岡村 栄一
10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎	13番	中島 浩輔
14番	徳井 勝美	16番	高島 尚	17番	中山 一久	18番	田上 靖晃
19番	丸山 和則						

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

2番 高田 優子 15番 境 浩之

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推3	田中 正通	推4	小山 包昭	推5	安田 謙二
推6	縄田 伊知郎	推7	船津 和利	推8	上田 龍介	推9	平野 雅久
推10	嶋田 裕一	推11	柴尾 覚	推12	高本 昌揮	推13	宮永 義一
推14	東 直幸	推15	大家 泉	推16	園田 勝義	推17	永田 眞一
推18	後藤 雄一	推19	坂門 聡一				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推2 梅田政次郎

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	宮本真由美	係長	園木 俊範
主任	大原 三和	会計年度任用職員	小山久美子		

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

- 第48号 事業計画変更承認申請（5条転用後）について
- 第49号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第50号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第51号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第27号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第28号 許可不要転用届について
- 第29号 買受適格証明に係る農地法3条許可書の交付について

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、本日出席委員の皆さんおそろいですので、ただいまから、開会いたします。

本日は農業委員総数19名のうち、2番、高田委員職務代理者が今日、実は午前中の正副会議のほうには10時から出席いただいておりましたが、そのとき体調を崩されまして、今日は総会のほうは御欠席されるということになりました。あと15番の境委員から欠席の届けが出ており、17名の出席であります。

農地利用最適化推進委員19名のうち、推進委員2番、梅田推進委員のほうから欠席の届けが出ておりますので、18名の御出席であります。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和4年第10回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆さん、こんにちは。

10月になりました。稲刈りのほうも始まっているとは思いますが、そんな中、お忙しい中、農業委員会総会ということでお集まりいただきましてありがとうございました。

コロナ禍も落ち着きをみせている状況ですので、一安心かなあと思っています。そういう中で、世の中あんまりいい話題はありませんけれども、先日は熊本県出身でヤクルトの村上選手が56号のホームランを打ちました。三冠王にもなります。何かそういういい話題が久しぶりだったなあと思っています。気分的には本当にいい気分になりました。

それからですね、報告ですけれども、先月27日に熊本テルサで、農業者年金加入推進活動表彰式というのがありました。玉名市の農業委員会が令和3年度青年層目標達成度合い、新規加入目標数10人以上の部で全国2位ということで、農業者年金基金理事長賞というのをもらってきました。こういう表彰状をもらってきたので御報告をさせていただきます。こういう年金の加入促進には皆さん方と委員のお力も必要ですので、そういうことでこの賞状を頂いたのは皆さんのお力添えかなと思いますので、感謝を申し上げておきます。ありがとうございました。

それとですね、30日に全国農業会議所、それから熊本県の農業会議所から、玉名市のほうに巡回視察というんですかね、意見交換会みたいなのがありました。内容は、全国農業新聞の講読をお願いしますという内容の御依頼がありました。それ

と、あとはですね、農地利用の利用に向けて何か課題とかありますかとか、そういう内容の意見交換会を1時間ほどさせていただきました。その中で今、活動記録簿という話がありますけど、そのへんの話をしていただいたということ。今、こういふことで玉名市もですね、活動記録を出しているんですけども、これをですね、今年中はこれを使おうかなあと考えていますけれども、話に聞くとガイドラインが出てるいろんな項目が細分化、分かれているのでそっちに変えたほうがいいですよというふうな話もありましたので、それはまた考えてみたいと思います。

それとあとは少しタブレットの話をしてましてですね、玉名市のほうも、国のほうもですけど、今、タブレットの導入をお願いしているんですけども、なかなか全国的でみんな頼んでいるので、なかなかタブレットがそろわないということで、大分遅れています。皆さんも夏に農地の利用状況調査に行かれたと思いますけれども、そのときに、タブレットに地図情報があればすぐ情報がわかるのになあと思ったけど、地図で見てもなかなかどこがどこかわからないんですね。だけんタブレットがあれば大分楽になるのかなあと思って、そういう話もさせていただいて、来年の利用状況調査のときにはきとるかな、来年には来ると思いますので、そのときには使えるのかなあと思いました。

そういう意見交換をしたらですね、ちょうど農業新聞を見とったらですね、宇城市と天草の記事が載っていました。その記事が、宇城市は活動記録簿の書き方というか例規をですね、どういうふうに書いたらいいですよというふうな、そういうことを宇城市は例規集みたいなのをつくったそうです。その記事が一つ載っていました。それと、天草市は独自かなんかわかりませんが、タブレットを持っていらっしゃるそうです。そのタブレットを使って利用状況調査をしているというふうな、そのような記事が載っていましたので、ちょっと御紹介いたします。天草は、今コロナが、今度また流行ったときは、タブレットでリモートの会議をしようかなというふうな、そういう記事もありましたので、ちょっと御紹介をさせていただきます。

玉名市のほうも宇城市とか天草市の例をちょっと参考にしまして、そのへんのところも考えていきたいなと思っています。

最後にですけど、コロナも大分落ち着きましたので、人・農地プランの活動がずっと延期されてきました。それも玉名市のほうがおとといでしたかね、ありましたので、また再開すると思いますので、農業委員、それから推進委員、ぜひ出席をいただきまして御意見をいただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

最後に、そのときに話に出たのが米の話が出ました。米の仮渡し金が今年は2等米で1万460円というふうな、そういうことがJAさんのほうと理事会のほうで

決まったというような話がありました。農家にとっては今年も厳しい状況かなと思います。とにかく来年は少し盛り返していければなと思います。

これで挨拶とさせていただきます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、議事のほうに入りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

本日は、議第48号から51号までの32件の議案審議、第27号から第29号までの11件の報告があります。

皆様方の慎重なる御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名は、委員番号14番の徳井勝美委員と16番の高島 尚委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それから、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようお願いいたします。

併せまして、採決の際は、議決権のある農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに議第48号5条許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。件数は1件です。

では、事務局よりお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案1ページをお願いいたします。

議第48号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和4年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が岱明町野口の田257㎡外3筆、計928㎡で、転用目的は建売住宅2戸、通路、貸駐車場です。備考欄の理由により計画変更するものです。

以上、1件、928㎡を御提案しております。

去る9月30日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をお願いいたします。

1番をお願いします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。1番の案件について説明しま

す。

この案件は、令和4年4月5日に審議され承認されましたが、変更届が出されました。申請人は、土木工事及び不動産を主として分譲地や建売住宅も販売されています。

申請地は国道208号線玉名荒尾線の居酒屋また隣不動産の裏で、住宅地に囲まれた休耕地・田を宅地として購入し、建売住宅2戸を建設予定されていました。前回はですね、南側に1件、北側に1件、中央が道路になっていました。中央でですね、道路を設置するために掘削作業を始めたところ、文化財の出土に伴い中止になりました。教育委員会の文化財係から掘削中止を受けですね、4月から10月、今月いっぱい調査を終える予定にしています。変更はですね、今度は南側に2件、中央はまた同じ道路です。北側はですね、8台分の駐車場を造ることになっています。計画に伴いですね、給排水の計画については、玉名市の水道を引き込み、生活雑排水も公共下水道に接続します。もしも雨水があるときはですね、敷地内に雨水枡を設けて道路の側溝に流します。万一被害が発生した場合は、委託建設者が責任を持って対処するとのことでした。

以上、現地調査をした結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

事業計画変更承認の申請につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、何か御意見、御質問のほうはございませんか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決のほうに移りたいと思います。

議第48号5条許可後の事業計画変更承認申請1件について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第48号につきましては、許可することに決定いたしました。

それでは、次に議第49号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は2件です。

では、事務局お願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 2ページをお願いいたします。

議第49号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年10月5日提出。
玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が松木の田134㎡外5筆、計1,168㎡で、転用目的は共同住宅2棟です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が築地の畑94㎡で、転用目的は貸駐車場4台です。農地区分は、上下水管等が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

以上、2件、合計1,262㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものとして判断して御提案しております。去る9月29日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をお願いいたします。

それでは1番をお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について説明します。

場所は、玉名駅南東400mぐらい、事業目的は共同住宅2棟、事業面積は6筆で1,168㎡、建築建物は共同住宅2棟、木造2階建て14世帯分、建築面積は413.53㎡、駐車スペース17台分、東側は田んぼで西側は住宅、南側、北側は道路です。給排水計画は、給水は公共水道を利用、汚水、生活雑排水は、北側の道路の公共下水道に排出、雨水は道路側溝に排出、東側はL型ブロックを設置し、西側はブロックを設置します。盛土は90cmぐらい、土砂の流出が発生するような工事は行われないが、もし問題が発生した場合、責任を持って対処するとのことでした。

現地調査の結果、許可相当と判断します。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、2番をお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。2番の案件について説明します。

申請地はホームセンターから南に300mのところにあります。転用面積は94㎡、貸駐車場車両4台分、給水不要、雨水は地下浸透、生活雑排水、汚水は生じない。隣接地に損害が発生した場合、申請人が対処するとのことでした。

以上、調査をした結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

4条申請につきまして、今、委員の説明が終わりましたがけれども、皆さんのほう

から御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決のほうに移ります。

議第49号農地法第4条の規定による許可申請2件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

採決の結果、異議なしと認め、議第49号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第50号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は12件です。議第50号には、10番、それから12番につきましては始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。3ページをお願いします。

議第50号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が立願寺の介在畑589㎡で、転用目的はコンビニエンスストア駐車場です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が築地の畑538㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の畑330㎡外1筆、計660㎡で、転用目的は自動車展示場です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

4ページをお願いいたします。

4番、申請物件が築地の畑333㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅であり、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。

5番、申請物件が大倉の畑641㎡外1筆、計1,300㎡で、転用目的は特定建築条件付き土地（8戸）で、農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅であり、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。

6番、申請物件が川部田の畑439㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が川部田の畑100㎡外1筆、計359㎡で、転用目的は店舗用駐車場及び進入路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5ページをお願いいたします。

8番、申請物件が岱明町野口の田1,384㎡で、転用目的は共同住宅（1棟）及び駐車場です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅であり、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。

9番、申請物件が岱明町庄山の畑381㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

10番、申請物件が天水町部田見の田、現況雑種地549㎡で、転用目的は個人住宅及び通路等です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅であり、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。

11番、申請物件が天水町部田見の田419㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅であり、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。

6ページをお願いいたします。

12番、申請物件が天水町部田見の田、現況宅地8.60㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、拡張

面積が既存施設面積の2分の1以内であることから、例外的に許可は可能となっております。

以上12件、合計6,959.60㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る9月29日及び30日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） それでは、事務局の説明が終わりましたので、まずは1番から9番まで、順に委員の説明をお願いいたします。

それから連続して説明される場合は、続けてお願いいたします。

それでは、1番をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

場所は、大学より南西に400mぐらい、事業目的はコンビニエンスストア駐車場、転用面積は589㎡、事業拡大に伴い、コンビニエンスストアの建て替えを行い、現在ある駐車スペースでは狭いため、隣接するこの土地を駐車場にする。

この土地は南側はL型ブロックを設置しており、西側も擁壁で囲まれており、土砂の流出はないと思われる。駐車場なので給水はありません。雨水は敷地内で浸透処理を行い、オーバーフローの分は東側道路側溝に放流する。

現地調査の結果、問題ないと判断します。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、2番、3番、4番は同じ委員でしたので、続けてお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。2番の案件について説明します。

申請地は、ホームセンターから南に300mのところにあります。転用面積は538㎡、個人住宅1棟、給水は上水道、生活雑排水は公共下水道、雨水は道路側部分に排水、隣接地に損害が発生した場合、申請人が責任を持って対処するとのことでした。

以上、調査した結果、問題ないと思います。

続きまして、3番の案件について説明します。

申請地はホームセンターから南に600mのところにあります。自動車展示場新設のため、転用面積、畑330㎡、畑330㎡、計660㎡、展示車両台数32台予定、給水は玉名市上水道、雨水は自然浸透、申請地北側に集水桝を設置し、東側道路溝へ流す。周辺農地に被害を与えたときは、譲受人が責任を持って解決するそうです。

以上、調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、4番の案件について説明します。

申請地はゴルフ練習場の近くです。転用面積は333㎡、ブロック塀で敷地を囲う、個人住宅、給水は玉名市上水道、雨水は自然浸透、オーバーフロー分は宅地内集水桝より市道側溝へ放流、生活雑排水、汚水は玉名市下水道、西側・南側にL型ブロック、北側・東側の道路以外はブロック塀で対応、被害がでた場合、申請人が責任を持って対処するとのことでした。

以上、調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、5番をお願いいたします。

○推6番（縄田伊知郎君） 推進委員番号6番、縄田です。5番の案件について説明いたします。

転用目的は特定建築条件付き土地（8戸）分です。土地の選定理由、使用の目的としましては、申請地付近は県道347号線の近く、住まいとして環境も良く、宅地用地としての需要が高いため、付近で土地を探していたところ譲渡人との協議が整い、申請地を転用し、個人宅用宅地の8区画を建築条件付き売買予定地で申請をするものです。

計画概要といたしましては、事業面積2,223㎡、うち農地の転用面積として1,300㎡、建築面積が397.44㎡となっております。給排水計画としましては、給水方法は市営上水道に接続、雨水は地下浸透により処理し、処理しきれない分に関しましては宅内採集雨水集水桝で濾過の上、中央新設した進入路に側溝を経て南側市道側溝に排水、生活雑排水及び汚水については、8区画とも宅地内の合併浄化槽を経由し、宅内採集雨水集水桝で濾過の上、新設道路側溝を経て南側市道側溝に排水するとのことでした。被害防除計画としましては、土砂等の流出を避けるためブロックで土留め、また、造成後は隣接地への土砂の流出を避けるよう留意して工事をするそうです。万が一被害が生じた場合には、転用者が自己の責任において補償するとともに、万全の防除策を講じるとのことで、現地調査の結果、許可相当だと判断いたします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、6番、7番は同じ委員ですので、続けてお願いいたします。

○推7番（船津和利君） 推進委員番号7番、船津です。6番、7番の案件について説明いたします。

まず、7番のほうからですね、説明させていただきます。

7番の譲受人がですね、この申請地の隣、東側に空き家がありまして、それを購入されて、宅地と空き家を購入され、その西側のですね、空き家の東側に道路があ

りますので、それから進入して、宅地の南側を通路として、その西側の奥のほうに道路を伸ばされて、その奥に駐車場を造られるということで、この空き家をですね、古民家として営業されるため、お客さんの駐車場に利用するという事です。

給排水計画につきましてはですね、給水はありません。排水処理方法につきましては、雨水は雨水枡を敷地内に設置し、側溝に流すそうです。それから生活雑排水、雨水の処理は発生しないということです。被害防除計画につきましては、農地との境界にはブロックを設置し、土砂の流出、堆積、崩壊がないようにします。

転用による完成後の被害防除としましてですね、転用による周辺農地へのガス、遊水及び粉塵等や日照、通風、耕作者への影響など、被害発生はないと考えます。万一周辺農地に被害が生じた場合及び生じる恐れがある場合は、申請者が責任を持って解決いたしますということです。

それから、6番の案件につきましては、個人住宅ということですが、先ほど7番の譲受人の娘さん夫婦がその北側のほうにですね、個人住宅を建てられるということです。事業面積は439㎡、住宅は平屋建ての116.8㎡、給排水計画につきましては、上水道を利用するという事です。排水処理方法については、雨水は敷地浸透枡を敷地内に設置し、側溝に流すということです。生活雑排水、汚水の処理方法につきましては、合併浄化槽を設置して、上水を側溝に流すということです。

造成中のいわゆる被害防除対策としまして、工事をする際に周辺に迷惑をかけないようにするとともに、農地との境界にはブロックを設置し、土砂の流出、堆積、崩壊がないように対策をするそうです。完成後の被害防除方法としまして、転用による周辺農地へのガス、遊水及び粉塵等や日照、通風、耕作者への影響などの被害発生はないと考えます。万一周辺農地に被害が生じた場合及び生じる恐れがある場合は、申請者が責任を持って解決いたしますということです。

29日に現地確認しましたところ、何も問題ないと思います。よろしくお願いたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、8番をお願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。8番の案件について説明します。

ここは第1種農地です。申請地は旧208号線玉名荒尾線の自動車販売店の裏、南側になります。住宅地に囲まれた休耕地を宅地として購入、共同住宅1棟、14件ですね、建設計画です。転用面積は1,384㎡、延べ床面積は1階、2階とも385.47㎡です。それに駐車場は20台分、進入路は居酒屋の西側、建売住宅

地が販売される中に道路があるそうです。ここが進入路になります。給排水の計画については、給水は玉名市の水道を引き込み、生活排水も公共下水道に接続します。雨水については敷地内に雨水枡を設けて、東側道路側溝に流します。農地との境にはブロック塀、あとは型枠ブロックを設置して土砂の流入がないようにします。万が一被害が発生した場合は、委託建設者が責任を持って対処をするとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどをよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、9番をお願ひいたします。

○11番（木村昌治君） 農業委員11番、木村です。9番の案件について説明します。

今回の案件については、申請者の妻が実家の隣の農地を相続したのに伴い、神奈川県より帰郷することとなり計画したとのこと。申請地は、岱明庄山の薬局ドラックストアより北西に400mぐらい行った農地になります。申請地の周辺は、東側が市道と隣接、西は住宅、南は畑地、北側は住宅の入り口となっています。転用面積は381㎡で、個人住宅の平屋建て8.12㎡を新築することになります。南側の農地との境界はブロックを設置し、土砂の流出等がないようにします。給排水設備等の計画については、給水は市の上水道を利用、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、市道にある側溝に流します。雨水については敷地内に浸透枡を設置し、側溝に流します。万が一周辺農地及び隣接住宅等に被害が生じた場合及び生じる恐れがあるときは、申請者が責任を持って対処します。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、次の10番ですけれども、始末書が出ていますので、事務局のほうから読み上げます。お願ひします。

○事務局次長（宮本真由美君） — 10番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま10番の始末書が読み上げられましたので、受付番号10番、11番、委員の説明をお願ひいたします

それでは、10番をお願ひいたします。

○推17番（永田眞一君） 推進委員17番、永田です。10番の案件について説明いたします。

申請地は弁当店より北へ200mの場所です。譲受人は結婚し、両親と同居していますが、手狭なためマイホームを建てたいと考えました。譲渡人である伯父も申請地の管理が体力的に負担となっていてきており、姪の要望に応じて所有する休耕地を

売買し、住まいを新築することといたします。

隣接する土地の所有者は譲受人の両親で、農地を譲受人を前面道路に出るための通路として利用することについて了承しています。造成計画は整地のみです。給排水計画、給水は井戸水を使用する。雨水は雨水浸透柵を設置して処理、オーバーフローのみ北側水路へ放流する。生活雑排水、汚水は公共下水道へ接続して処理する。被害防除計画、万が一被害が発生した場合は、申請者が責任を持って対処することでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、11番をお願いいたします。

○17番（中山一久君） 17番、農業委員中山です。11番の案件について説明します。

申請地は、弁当店の北側150mぐらいの位置にあります。譲渡人と譲受人は親子関係です。譲受人はアパート住まいで、手狭になったため実家の近くに住宅を建てようとして計画したものです。転用面積は419㎡、給水は井戸水で給水、生活雑排水は下水道に接続します。造成計画は整地するぐらいで、現況高さのままです。

現地調査の結果、何ら問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、12番につきまして始末書が出ておりますので、事務局のほうで読み上げをお願いいたします。

○事務局次長（宮本真由美君） — 12番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 12番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をお願いいたします。

それでは12番、お願いいたします。

○17番（中山一久君） 17番農業委員、中山です。12番の案件について説明します。

この案件は11番と関連があります。譲渡人と譲受人は兄弟関係です。譲受人が現在住まいを建てておりますが、平成28年に譲渡人、兄の土地との境界にコンクリートブロック塀を築造しましたが、今回、甥が家を建てるために測量したところ、境界が違っていましたので申請したものです。

現地調査の結果、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

5条申請につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。1番の案件のですね、地目の介在畑というのをちょっと教えてください。どういうものか。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局、宮本です。介在畑というのは、今までに実際に転用許可がなされているけれども、その実施が行われずそのまま田んぼであったり畑であったりするもので、介在畑ですとか介在田ということになっております。本来は、今までも介在畑、介在田の申請がいくつかあったことがありましたけれども、そのようなときには、事業計画変更申請と同時に5条申請などの申請がされていましたが、今回のものがですね、昭和48年の許可になっておりまして、県のほうで許可をしていた時代ですので、ちょっと中身が詳しくわからないところがありまして、県のほうにも伺ったところ、これは新規の5条申請として取り扱ってよろしいのではないかという助言をいただきましたので、今回この5条申請だけにしております。以上です。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（下川 安君） よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） それでは、御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第50号農地法第5条の規定による許可申請12件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

採決の結果、異議なしと認め、議第50号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第51号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。件数は17件です。

それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。7ページをお願いいたします。

議第51号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和4年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

8ページから9ページの総括表、10ページから11ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回、所有権移転が2件、3,762㎡、利用権設定が8件、52,570㎡、合計10件、56,332㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第

3項の要件を満たしているものとし、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問なければ採決に移りたいと思います。

議第51号農用地利用集積計画の決定について、17件ですけれども、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

採決の結果、異議なしと認め、議第51号につきましては、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報告

次に、報告に移ります。

報告第27号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第28号許可不要転用届について、報告第29号買受適格証明に係る農地法第3条許可書の交付についての3件を事務局より併せて報告します。

報告をよろしくお願ひします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。12ページをお願いいたします。

報告第27号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和4年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、12ページから13ページまでの8件、合計16,910㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

報告第28号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和4年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、1件、7,161㎡のうち4,00㎡を携帯電話無線基地局設置のため、許可不要転用届出を受理しております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

報告第29号買受適格証明に係る農地法第3条第1項の規定による許可書の交付について。令和4年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、大浜町の田2,460㎡、2番、大浜町の田2,284㎡で、いずれも令和

4年7月5日、議第31号及び同年8月5日、議第38号で申請のあった耕作目的の買受適格証明願を承認し、その後、願出人による入札参加の結果、最高価格または次位価格買受人となり、農地法第3条第1項の規定により許可書を交付したことを報告します。

以上、報告を終わります。

○議長（下川 安君） これをもちまして本日予定の議案審議、それから報告が終わりました。

-----○-----

6. その他

○議長（下川 安君） 引き続きましてその他に移りたいと思いますけど、皆さんのほうから何かございませんでしょうか。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。この2件ともですね、私が以前関係して許可願を取り付けたところで、1件の方はハウス栽培をして農業を立派にやっておられる方で、もう1件の方はですね、家にトラクターはあつとだろかというところですね、今、目的は耕作目的で入札に参加するという目的は果たしてはいないのかなと思っています。今後ですね、こういうとももう少し精査してその人に許可願を出させるとか、出させないとか、そういうとをもう少し議論したほうがいいのではないかなと思います。ただそれだけです。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。以上の御指摘のとおり、以後、耕作目的等による買受適格証明の許可は坂本委員のおっしゃるとおりですね、精査をもう少しした上で審議したいと思います。

○5番（坂本正敏君） それとですね、これは私たちがいち早く情報は入りますでしょう。その情報をですね、今後こういった感じで、この人は耕作目的じゃなくてただ土地を所有する、目的は財産として購入されたと思います。その人よりもですね、もし米づくりをしたいとかハウスを建てたいとか、そういう人がおれば、その人に情報は流していいものかということをお聞きしたいんですけど。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です。この競売物件についてはですね、裁判所等からこういう競売物件がありますというのは、農業委員会の事務局宛てには一旦届きます。そのために入札したい方が、買受適格証明というのをですね、農業者としてみなしますというのを農業委員会からもらわないと入札の権利がないので、それをもらいに来られるために、その入札に必要な情報がある程度いつから出していいですよというのがあるんですね、その情報を前もってどこかにこの農業委員会から出すということではできないので、決まった日付でしか出せないんです。窓口以外のところに、農業委員会から競売情報がありますよというのもお出しする

ことができないんですよ。

そういう場合は、実際の裁判所ですとか、競売物件を扱っている官公庁がその競売物件の情報を出すと思いますので、そこから入手をしていただいた方が農業委員会のほうに窓口にお問い合わせ、買受適格証明を出すということになっていて、その買受適格証明願が出されたときには農業委員会にかけますので、そのときに審議をするということになってくるかと思います。買受適格証明をもらわれたからといって、必ず入札されたかということまでにはちょっとわからないですね。

○5番（坂本正敏君） その入札まで幅があるでしょう。ここで審議をして、例えば私が知って、知人にもし教えて、こういうとがあるけん入札しませんか、申請せんですかというとはできないということですか。

農協はですね、インターネットで情報は流しよると言いよったばってん、そぎゃんとば見るもんな誰もおらんとですよ。

○事務局次長（宮本真由美君） 農業委員会では、いついつからは出していいですよという時期になったときにお出しはするんですけども、出せる部分と出せない部分とあります。それを知られてからは、いろいろお話はされていいかと思えますけれども、もっと前にというのはちょっと難しいです。

○5番（坂本正敏君） はい、わかりました。

（自席よりの発言により聴取不能）

○議長（下川 安君） よろしいですか。ほかに何かございませんでしょうか。

○4番（岡田正治君） さっきの話ですけどね、坂本さんが言われた、あれは開示してあるとですから言うてよかつじゃなかですか。ねえ、開示してあつとでしょう。みんな見てくださいてあそこに、だけん言うてよかつじゃなかですか。

○事務局長（小山 博君） 何らかの形でこういうことは、官報であるとか、何らかの告示ですよ、だけんそこがなされているんだったら基本もうよかです。オープンにされとることならですね。だから、このどのような方法で告示とか公告がされとるかをちょっと確認しておきたいと思えます。以上です。

○議長（下川 安君） こういう場合は官報かなんかに出るんですかね。何に出るんですかね、官報かなんかでしょうね、競売はですね、競売物件はこぎゃんとがありますというのはですね。官報で公示されたらオープンになるけんが、どこどこがというのはあるのかなあ、ちょっとそれは調べてみらんとわからんね。

○事務局長（小山 博君） 確認しておきます。すみません。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。今の競売についての問題なんですけど、あんまり詳しいことは知りませんが、期間を設けてもその情報を知る知らんということ、坂本委員は言われているんだろうと思うんですけど、結局はそ

この土地が今度はまた人・農地プランという計画があるもので、誰でも買える条件の人は来てもいいんだけど、ここはハウス団地化を今しているんですよとか、ここは、岱明なんか、野口牟田なんかが、結局は米・麦・大豆を主に作る場所ですよという、ある程度地域性が将来的にずっと長く続くような形を、なるべくそこの地元優先という形を、ある程度地元の方向性ですよ、地元の人優先じゃなくて、地元の方向のそこの土地を、一応農業委員の皆さんにしても一緒なんですけど、そこを管理していくのに例外とかそういうのが出てくる可能性があるんであれば、もうちょっと坂本委員の意見をもうちょっと煮詰めて、そこの方向性をある程度理解してもらおうような人に競売にあっせんするというか、農業委員としては、この方々に買ってほしいとか、買ってほしいというのは失礼なんですけど、なんかそういう形をとっていかないと、誰でもいいですよ、誰でも受け付けますよといっても、結局は農業委員であららとって、うちの高道にも一つ畑を買ったけど、自分勝手にできると思って地盛りしている畑があるんです。そういう問題が基盤整備だから30年近く耕作も何もできない状態であるので、狭い日本を無駄に使っているというか、使っているというか、隣近所が迷惑しているんです。虫はくるは道路は管理しないは、排水も滞っているということで、そういった2次被害、3次被害を防ぐには、この場である程度煮詰めるような形で持っていかないと、長いスパンで考えてそれを検討していくべきだろうと思います。以上です。

○4番（岡田正治君） 4番、農業委員の岡田です。

先ほど5番の坂本さんが言われたことが気になってですね。土地を買われました、しかしここは、トラクター持っとらすと？て、どういうことですか。ちゃんとそのへんを精査して許可出しとつとでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）この人は持っとらすとですか、トラクターを。そのへんをちょっと聞いてみたいんですけど。

○5番（坂本正敏君） 自分で耕作はしよんなはるです。

○4番（岡田正治君） トラクターは持っとらすとですか。

○5番（坂本正敏君） そのへんな、多分持っとらせじゃ、小屋の隅に置いとらすじつやた。

○4番（岡田正治君） 持っちゃおった。

○5番（坂本正敏君） そのへんはわからん。多分持っとらしたと思う。

○4番（岡田正治君） そういう人を何で農業委員会は許可を出すんですか。

○5番（坂本正敏君） 当時現場視察したところが、事務局のほうからですね、息子さんが兼業農家ですという話で、ならよかつなあて思うたつばってんですね、多分去年もそうやって土地を売ったりして、自分では耕作せずにそのまま作らせとる。そういうこともあったけん、ちょっと私も今回ですね、もうちょっとそういうとこ

ろははっきりしてもろたがよかつかなて思います。

○議長（下川 安君） 農業委員会で買受適格で申請が出ているので、いいですよという許可を出していると思うんですね。そのとき向こうのほうからそういう申請が出ているので、そのへんのところを審査して、皆さんにこういう現地も見てらっしゃると思う、地元の農業委員がですね、それでここで説明して、それでいいんじゃないですかということで許可を出していると思うんですね。だけんそのへんの話かなあとだけが。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。議案書の15ページを開けてください。

まず1番目の方につきましては、農機具につきましては、トラクター、動噴機器、管理機、軽トラック等をお持ちで、あと耕作されている作物については、田んぼでは米、畑のほうではトマトを作られております。

2番目の方につきましては、農機具については、トラクター、田植機、草刈機、軽トラックを所有されておられ、田んぼでは米を作られております。農機具と農作業の従事日数、全部効率要件等を見てですね、今回許可を出しております。

○5番（坂本正敏君） じゃあちゃんと耕作はしよるということですね。

（「そうですね、はい」と呼ぶ者あり）

ただ小耳にはさんだんですけどね、なんか投資目的で代理で買わされよるみたいなことをちょっと聞いたんですけど、それは本当はどっちなんですか、そういうことはあってよかと。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局、宮本です。その投資目的でおっしゃることがですね、実際申請に来られたときに、その投資目的までは把握ができません。最低限の農業者としての見るところ、要件というのはクリアをしておられますので、それが投資目的でしょうということで、憶測でバツにすることが難しいと思います。すみません。

○4番（岡田正治君） 難しいでしょう。だからそこにつながるんですよ、坂本さんが、やる気がある人に情報を開示してよかつか、じゃないかなあとと思います。そっちがやっぱり有効的な土地の利用法じゃないかなあと思っております。今後こういう問題がまた出てくるとは思いますけど、そのへんはぴしゃっと線を引かないかとじゃないかと思っております。以上です。

○事務局長（小山 博君） 今、坂本委員のほうも言われましたけどね、公告のオープンのそのタイミング、方法、どのような形かということをも確認をとってですね、オープンになったら、まず、お知らせ、周知することは普通になりますので、一般に知らせるその方法等からちょっと確認をとってみたいと思います。以上です。

○推3番（田中正通君） 推進委員3番、田中です。許可を受けるときに、申請を出さ

れるときに、こうこうして、先日あった芋を作りますとか米を作りますとか、ここは花を作りますとか言って申請して許可を出します。そのあと全く履行されていないところに対しては、何もないんでしょうか。これがないけんがか知らんけど、そのときだけ、申請だけで、あとは全然言ったようにはされていないところがほとんどじゃないのかなあて、今、自分が思うところがあるんですよ。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。一定のところではその後の所有権許可をですね、営農耕作の営農の報告をするような報告は出すように義務づけてはおります。

○4番（岡田正治君） その申請どおりにできている確認はしなくてもいいんでしょうか。（「要するに追跡調査とか」「そうそう」と呼ぶ者あり）

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。これ前の任期の農業委員からのときもちょっとお話したことあるとですけど、やっぱり議案というのがあってですね、そのような許可申請言われて承認した。ということは、そのため全域に農業委員が、地域で満遍なくおられているわけですので、せめて生活の範囲とかですね、わざわざ確認に行くような、そういう時間は慌ただしいものがあると思いますけど、生活の範囲の中で、ああこの前出とったね、この許可が出とったねということは、それこそ地域で散らばっておられますので、お願いしますということをお願いしたことはあります。ですので、日常的な方法として、事務局側がですね、もちろん現地に行ったときはもちろん注視しておりますけど、なかなか満遍なくということは難しいものがありますので、そこは農業委員の皆さんにもですね、議案が出とったその案件については、そこを注意して見ていただいとって、何か違うぞというときは事務局側までお知らせいただくというような形をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（下川 安君） そのへん今、話がありましたけれども、地元の委員の目ですね、多分3条だと思しますので、3条が出てきたときに、このあいだ出たけんがどがんとらすどかというのは、ちょっとパトロールと一緒にちょっと見てもらって、何も作りよらっさんなら作りよらっさんで、何か報告を出してもらおうとかですね、そういうことが必要かなあと思います。違うことをしよんなったらやっぱりそれはですね、それは指導していかないかんと思うので、そのときは農業委員、地元の農業委員と一緒にこれじゃいかんですよという話ばせなんて思いますので、そういうことは皆さんの目でちょっと確認をお願いしたいと思います。

○5番（坂本正敏君） 確認して農業委員会に報告すればいいんですか。

○事務局長（小山 博君） 報告というよりも、その都度事務局にお知らせいただいたらよろしいです。

○4番（岡田正治君） じゃあそのあとはどがんなっと。（「そうそう」と呼ぶ者あり）
受付んでよかつね。

○事務局長（小山 博君） いえいえ、そのあとはもちろん確認もとって、必要ならば
農業委員も一緒に同行でですね、このときの許可申請のときとそのとおりになって
おりませんのでという指導ということに、そのときは一緒をお願いすることになり
ます。以上です。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。今の話しですけど、私も何件も見
ています。あそこもこうだったというのを、それはここの事務局にも相談しました
けど、それから何もなかですね。なんていうかな、市長とか県会議員とか、ほかに
もいろいろありますけど、選挙事務所を建ててバラスを撒きます。そのあと元に戻
すかというとなされないから、県会議員とか市長とかがするところがそが
んあつたっちゃ、そらあこっちはおかしかつじゃなかですかてやっぱり思うですよ。
そんなのいっぱいありました。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

○7番（田端末雄君） 農業委員7番、田端です。今の問題はですね、どこの地域でも
見えるところです。目をつぶってね、甘く見逃すとそれがどんどん広がるような状
況で、ここらへんでですね、そのへんについてはですね、ちょっと皆さん同じ意識
で取り締まっていけないかんかと思います。

今の1番の案件ですけど、競売で金額があがっておりますけど、1番のほうの面
積がちょっと広いのに32万円ですか、2番のほうがですね、ちょっと面積が少な
いんですけど55万円、こういう金額の差というのは、何かその土地についてあれ
があるんですかね。

○5番（坂本正敏君） いや、本人が入札する額です。

○7番（田端末雄君） それで決まるだけですか。

○5番（坂本正敏君） そうです、そう聞きました。

○7番（田端末雄君） 以上です。

○議長（下川 安君） 今日はいろいろと色々な御意見をいただきました。ほかにご
ざいませんでしょうか。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（下川 安君） 一応ここでなければ総会を閉めたいと思います。

本日はありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時23分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年10月5日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 徳井 勝美

農 業 委 員 高島 尚